

# あらためて労働基本権の回復をめざして

私たち公務員の労働基本権は政府によって一方的に奪われ、制約されています。その「代償措置」として人事院勧告（人事委員会勧告）制度がつくられ、それをふまえた法律（条例）によって労働条件を決定することとされています。しかし、そのシステムをもないがしろにする政府の攻撃が激化し、私たちの要求実現を阻むとともに、一方的な労働条件の切り下げが押しつけられています。また、公務職場においても一方的な不当解雇が発生しています。

こうした攻撃を跳ね返すためにも、労働基本権を回復させることが不可欠です。労働基本権を回復し、自らの労働条件は自らの手で改善していくために、「学習資料」を活用し、学習を深め、労働基本権の回復にむけたとりくみを旺盛に展開していきましょう。



## 労働基本権は憲法28条で保障されたすべての労働者の権利

### 日本国憲法の3つの柱のひとつである基本的人権の保障に欠かせない権利

労働基本権は、人間が人間らしい生活をするうえで、生まれながらにてもっている権利である基本的人権（平等権、自由権、社会権など）、とりわけ憲法25条の生存権を実現するうえでも不可欠な権利です。そのために、労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権（ストライキ権）は憲法28条で保障されています。公務員も一労働者であり一市民です。労働基本権が保障されて当然です。

### 労働者として当然の権利は占領軍によって剥奪された

戦後まもなくは、公務労働者にも労働基本権が保障されています。ストライキ権を背景に、公務労働組合は国民本位の公務・公共サービスの拡充や、政府との直接交渉で大幅賃上げを勝ち取るなど、労働運動や民主運動の中核を担っていました。その労働運動の高揚に危機感をいたいた占領軍司令官のマッカーサーは1948年7月、公務員の争議権と協約締結権を禁止するよう日本政府にもとめ、政府は政令201号によって公務員労働者の権利を剥奪しました。その代償として人事院勧告制度がつくられました。しかし政府は長年にわたって人効無視や値切りをつづけましたが、公務労働組合のたたかいによって、基本的には人事院勧告を尊重（完全実施）させるにいたったのです。



### ZENROREN 全労連公務部会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F  
TEL(03)5842-5639 FAX(03)5842-5640  
<http://www.komuroso.org>

私たち公務の職場で働く労働者は  
住民のいのちと暮らしを守る  
公務・公共サービスの充実を求めています

# （ 労働基本権はなぜ必要？

## 労働条件決定は労使交渉で

私たちの労働条件はもとより、すべての労働者の労働条件改善には、官民が共同したたかいをすすめることが重要です。そのたたかいを前進させていくことで実現にむかいます。そのためにも労働基本権を回復することは必要です。

民間労働組合と同様に労使対等な立場で交渉を行い、労使で合意した事項について労働協約をむすび、給与法や勤務時間法などの法律とそれにもとづく政・省令などを改正させるという労働条件決定システムを確立することで、より共同を前進させる土壤が生まれます。つまり、私たちのたたかい如何で労働条件改善の展望を切り拓くことが可能になります。

## 「国民全体の利益」の追求が大切

安倍政権による「戦争する国」づくりと大企業最優先政治のもとで、社会保障制度が改悪され、行政の変質が



ますますひどくなります。こうした国民の生活や基本的人権を破壊する政治が横行するもとで、私たち公務労働者の誇りや働きがいも奪われています。

重要なことは、国民的な立場にたって交渉を行い、国民本位の公務・公共サービス、教育を拡充し、国民のくらしと権利をまもることなど、「国民全体の利益」を追求していくことです。

そのためにも労働基本権の回復が不可欠です。公務職場の人員を増やして働きがいのある職場をつくり、公務・公共サービスや教育を拡充させて、国民のくらしや権利、安全・安心をまもるところをすすめてこそ、国民的な理解と共同を広げることができます。

## （ 私たちが求めている労働基本権とは

私たちがめざすのは、憲法がくらしや行政・教育にいきわたる民主的な公務員制度の確立です。そのためには、公務員が国民の権利保障のための「全体の奉仕者」（憲法15条）として、さらには労働者として当たり前の権利である労働基本権の確立（憲法28条）が必要です。

### 憲法15条2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

### 憲法28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

政府は国家公務員制度改革基本法第12条や付帯決議、ILOの9度にもおおよぶ勧告からすれば速やかに労働基本権を回復すべきです。私たちは以下を求めて運動をすすめています。

- ①憲法28条にもとづく基本的人権としての労働基本権回復であること。
- ②ILO条約（87号、98号条約）等、国際基準にそった労働基本権回復であること。

### 世界からも遅れている公務員の労働基本権

	団結権	団体交渉権		団体行動権
		協約締結権	團體行動権	
イギリス	○	○	○	○
ドイツ（公務被用者）	○	○	○	○
フランス	○	○	×	○
アメリカ	○	○	△	×
日本	非現業公務員	○	△	×
	現業公務員	○	○	×
	警察・消防・自衛隊	×	×	×

### 公務員制度改革基本法第12条

政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

### ILO87号条約

結社の自由及び団結権の保護に関する条約

### ILO98号条約

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約

## ILO勧告の内容

ILOは日本政府に対し、特に以下の点を強調し、公務員の労働基本権を保障するために必要な措置を、これ以上に遅らせることなく実施することを要請しています。

- (i) 公務員への労働基本権の付与
- (ii) 消防職員及び監獄職員への団結権、団体交渉権の付与
- (iii) 国の行政に関与しない公務員に団体交渉権と団体協約締結権を保障し、また、団体交渉に関して法的制限がある職員に関して適切な代償措置が保障されること
- (iv) 国の名において権限を使わない公務員が結社の自由原則に則ってスト権を行使でき、この権利を正当に行使した組合員や役員が重い民事・刑事罰を課されることがないよう保障すること
- (v) 公務分野における交渉の範囲



# （ないがしろにされている公務労働者の権利 機能していない「人事院（委員会）勧告制度」

## 政府の賃下げの意図を反映した人事院勧告

人事院勧告制度は労働基本権制約の代償としてつくれましたが、政府の一方的な意向によって、労働条件が改悪されています。近年では、2013年11月15日に安倍内閣が①民間労働者の賃金が低い地域に公務員の賃金もあわせる、②高齢層職員を大幅に引き下げるなどを内容とした「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を閣議決定しました。人事院はその閣議決定に沿う形での「給与制度の総合的見直し」（平均2%、高齢層においては4%の賃下げ、地域手当を0～20%とし地域間格差を拡大）を勧告し、2015年4月から実施されています。

また、「フレックスタイム制」の拡大も経済財政諮問会議からの要請を受け、人事院は、労働組合への説明責任を果たさず15年人勧で打ち出しました。

## 地方自治体でも同様の事態が

団体交渉にもとづく労働条件の決定が法的に認められないもとで、地方公務員労働者の賃金や権利が著しく侵害される例がつづいています。

大阪府泉佐野市では、市長が2011年の就任以来、賃金の8～13%削減、36年間無償で使用してきた組合事務所の有償化、労働組合費のチェックオフの有償化等に関する労使交渉を一方的に打ち切り、実施が強行されています。

## 無視される代償措置、 公務員賃下げ違憲訴訟で不当判決

2011年10月28日

民主党・野田内閣は、2011年9月30日に労働基本権制約の代償措置たる人事院勧告が提出されても実施はせず、すでに国会に提出されていた「賃下げ法案」の成立に努力することを閣議決定。

2012年2月29日

民主・自民・公明3党による密室協議の末、「人勧を実施した上で平均7.8%まで賃金を引き下げる」とする法案を議員立法で提出。労働組合との団体交渉を一切行うことなく、「給与臨時特例法（賃下げ法）」を强行成立。

2012年5月25日

国公労連はこれらが、労働基本権の保障を定めた憲法28条および結社の自由を保障するILO条約に違反するとして東京地裁に提訴。

2014年10月30日

東京地裁で、人事院勧告をも無視した平均7.8%もの憲法違反の賃下げについて、憲法28条に違反せず、誠実交渉義務違反も認定しないなど、政府・国会を正当化し、公務員の権利はないもの同然の極めて不当な判決が出される。

## 過去にも政府の意図で労働条件が改悪されている

1982年	人勧（10,715円、4.58%）完全凍結
1983～85年	人勧提示額や遡及時期の値切り
2005年	給与構造改革（平均△4.8%、高齢層は△7%、0～18%の地域手当を新設）を勧告
2006年	官民比較企業規模を「100人以上」から「50人以上」に変更

※2002年人事院勧告では初めて本俸を引き下げる勧告（△7,770円、△2.03%）が出され、その後の格差は「調整」という名の下で4月に遡って実施され、以降も同様の取扱いがされています。

# 「戦争する国」づくりと 抑圧される公務労働者の権利

安倍政権は戦争法の強行をはじめ「戦争する国」と「世界で一番企業が活動しやすい国」づくりにむけ、暴走をつづけています。そのもとで、憲法上の位置づけである「全体の奉仕者」から「一部（政府・財界）に奉仕する」、さらに「戦争する国」を担う公務員づくりもすすめられています。そのため、公務員の権利については、自民党の憲法改正草案が示しているように、回復するどころか、いま以上に制限しようとしています。

今でも、人事院が担ってきた労働条件決定にかかる多くの権限が内閣人事局に移管・集中され、労働基本権制約の代償措置もないに等しい状況が生まれています。

【自民党憲法草案】

## 第28条（労働者の団結権等）

- 1 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。
- 2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の労働条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない。

憲法をまもるとともに、憲法をいかした国民本位の行政・教育を確立し、国民の暮らしと権利をまもるためにも、労働基本権の回復は喫緊の課題であり、そのたたかいを構築していくことが求められています。

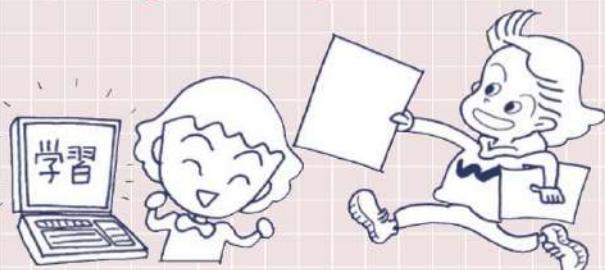
## 諸要求実現のとりくみにみんなで参加し、 労働基本権を回復しよう

現行制度下においても、労働条件の改善や国民の暮らしや権利、安全・安心を守る公務・公共サービスや教育を拡充していくことは重要な課題です。課題を前進させていくためにも以下のとりくみを職場で旺盛に展開しましょう。そして、これらとりくみと課題の前進をつなげて国民的な理解と共同を広げ、労働基本権回復をめざしましょう。

### 職場での日常的な活動を徹底しよう

学習資料の読み合わせなど学習会を行うとともに、労働基本権回復を展望し、権利行使するためにも以下の原則的な組合活動を再構築しましょう。

- ①執行委員会など役員会を定例化し、職場の現状を把握して問題点・改善点を明らかにする
- ②職場の不平・不満・要望などを対話やアンケートなどで集約し、生計費調査などの調査活動や職場討議を通じて要求を確立する
- ③要求書を当局に提出し、予備交渉の後、団体交渉で解決を迫る
- ④職場の使用者段階で解決しない要求は使用者から関係機関に上申・要請させる
- ⑤交渉の結果は、必ずニュース、職場集会等で組合員全体会のものにする
- ⑥地域の労働組合などにも要求を持込み、運動を広げる



### 公務・公共サービス拡充にむけて 対話と共同をひろげよう

国民本位の公務・公共サービスの拡充を実現するためには、定員削減の中止・撤回、「道州制・地方分権改革」阻止など新自由主義的「構造改革」路線から根本的転換が必要です。

そのためにも広範な国民との対話を強化して支持と理解を広げるとともに、よりくみを一体的にすすめることが重要であり、各都道府県・地区労連や公務産別組織に結集し、日常的な地域からの共同を強めることが不可欠です。

### 要求実現の保障となる労働組合を 強化・拡大しよう

使用者・政府との交渉において、いかに私たちがインシアティブを握るかが問われます。そのカギは組織強化・拡大です。要求実現と国民本位の公務・公共サービス・教育の拡充を実現し、国民の安全・安心を守るためにも組織を強く大きくすることがきわめて重要です。非正規労働者も含めたすべての職場で使用者と対等な力関係を担保する安定多数組織を確立するためにも、職場のすべての労働者を視野に組織拡大をすすめ、さらには未組織職場の組織拡大に全力をあげることが求められています。